

# 茨城県病院局院内保育所運営業務委託仕様書

茨城県病院局院内保育所（以下「院内保育所」という。）の運営業務の実施にあたっては、この仕様書の定めるところにより行うものとする。

## 1 院内保育所の名称及び所在地

### (1) 名称

ひまわり保育園

### (2) 所在地

茨城県笠間市鯉淵6 5 2 8 番地の1 3（茨城県立中央病院の隣接）

## 2 業務の目的

茨城県病院局が設置する県立中央病院及び県立こころの医療センターに勤務する看護職員等の乳幼児を院内保育所に預かり、保育所保育指針（平成29年3月31日付け厚生労働省告示第117号）に基づき、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的とする。

## 3 法令等の遵守

委託業務を遂行するに当たっては、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等の関係法令等を遵守すること。

## 4 院内保育所の概要

### (1) 保育定員

茨城県病院局院内保育所設置運営規程（平成18年4月1日付茨城県病院事業管理規程第26号）第5条に基づく院内保育所の収容定員は110人としている。

ただし、令和6年8月31日現在の実保育児数は72名である。

### (2) クラス編成

保育児の年齢別にクラス編成を行い、各クラスに責任保育士を必ず1名ずつ配置する。

## 5 保育日

4月1日から翌3月31日までの毎日（1月1日から1月3日を除く）とする。

## 6 保育時間

(1) 月曜日から金曜日は、午前8時から翌日の午前8時までとする。

ただし、保育児の預かりがない場合には、この限りではない。

(2) 上記(1)の基本保育時間は、午前8時から午後5時45分までとする。ただし、必要に応じて午後5時45分から午後7時までの基本保育時間の延長を行うものとする。

(3) 基本保育時間外の延長保育として、必要に応じて、午前7時30分から午前8時まで、午後7時以降の保育時間の延長を行うものとする。

(4) 土日祝日の保育時間は、上記(2)、(3)と同様とする。

ただし、保育児の預かりがない場合には、この限りではない。

## 7 一時保育

一時保育の定員は、最大4人とする。開設は、土・日曜、祝祭日及び年始（1月1日から1月3日）を除く月～金曜日の午前8時から午後5時45分までとし、必要に応じて午前7時30分から午前8時まで、午後5時45分から午後7時までの延長を行うものとする。

## 8 職員の配置

院内保育所には、次のとおり職員を配置するものとする。（関係法令等に基づき、実保育児数に応じて必要かつ十分な人数を配置すること。）

### ① 院内保育所責任者（施設長）

保育所において主任保育士等の指導的な業務の経験を有する者を1名配置すること。

### ② 主任保育士

保育実務経験を有する者を1名以上配置すること。

### ③ 保育士

- ・平日昼間は、各クラスに1名以上配置すること。
- ・土、日曜日その他の休日の昼間は、保育所全体で2名以上配置すること。
- ・夜間（夜間保育を行う日のみ）は、保育所全体で2名以上配置すること。

④ 栄養士

保育所等において給食の実務経験を有する者を1名以上配置すること。

⑤ 調理員

保育所等において給食の実務経験を有する者を2名以上配置すること。

⑥ 事務職員

必要に応じて事務職員を配置すること。

9 給食

保育児に対する給食は、保育所内において調理するものとし、保育児の年齢、発達状況、体質等に応じて適切に提供するものとする。

10 健康診断

保育児に対し、年2回の医師による健康診断を受けさせるものとする。

11 感染防止対策

(1) 受託者は、院内保育所において必要な感染防止対策を行うこと。

(2) 受託者は、保育児又は配置する職員に感染症が発生した場合には、速やかに委託者及び中央病院へ報告するとともに、必要な対策を行うこと。なお、委託者又は中央病院長が個別具体的な指示を行った場合には、その指示に従うこと。

(3) 受託者は、中央病院が実施する感染症予防のための研修会等に職員を参加させること。

12 保育児の病気への対応

保育児が病気等になった場合は、速やかに保護者等に連絡するとともに、急を要する場合は医師等の診察を受けさせるものとする。

13 保育児の事故への対応

受託者は保育児の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、委託者はこれに協力するものとする。

事故が発生した場合、受託者は速やかに委託者に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。

#### 14 帳簿の整備

受託者は業務に必要な次の帳簿を備え管理しなければならない。

- ① 保育台帳
- ② 保育日誌
- ③ 身体検査記録簿
- ④ 出欠記録簿
- ⑤ その他必要な書類

#### 15 費用負担

(1) 次の各号に掲げる費用については、受託者が負担するものとする。

- ① 保育材料費
- ② 給食材料費
- ③ 燃料費（暖房用の重油・灯油及び給湯用のガス）
- ④ 職員用駐車場の確保に要する費用
- ⑤ その他委託業務遂行のために使用する消耗品

(2) 次の各号に掲げる費用については、委託者が負担するものとする。

- ① 業務遂行上必要な電話、水道及び電気料等の光熱費
- ② 院内保育所の備品の購入費、修繕費

#### 16 指示事項

(1) 受託者は、業務の実施にあたり、善良な管理者の注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 委託者の指示に誠意をもって従うこと。
- ② 常に業務改善のための研究努力を行うこと。
- ③ 省資源・省エネルギーに努めること。
- ④ 衛生管理に努めること。
- ⑤ 災害防止に努めること。

(2) 受託者は、業務に使用する施設の火気取締りについては、防火管理者及び火気取締責任者を定めて遺漏のないようにすること。

(3) 受託者は、委託者が実施する防災訓練及びその他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

## 17 実績報告

受託者は、毎月保育所の運営状況について、委託者に報告すること。

## 18 その他

- (1) 受託者は、地域の保育協議会等に参加するなど、院内保育所職員の研修及び地域の他の保育所・保護者（保育委員会）等との交流を積極的に行い、院内保育所の保育の質の向上に努めること。
- (2) 受託者は、委託者が別途委託する茨城県立中央看護専門学校等の学生の看護実習・就業体験の受入を行うこと。
- (3) 年間の行事については、従前と同程度の行事を計画・実施すること。
- (4) 保育料の扱いについては、委託者が管理するものとする。
- (5) 業務受託期間の終了（委託期間満了以外に契約終了になった場合を含む）の際は、受託者は、委託者及び新規受託者の三者において誠実に協議した上で、事業を円滑に引継ぎし、乳幼児の混乱を最小限にとどめるために新規受託者が講じる方策の実施について、委託者及び新規受託者に協力するものとする。なお、引継ぎに要する費用は受託者が負担すること。

## 19 参考資料

- (1) ひまわり保育園の概要
- (2) 実績報告書様式

## 20 備考

当該仕様書に基づき発生した権利義務は、令和7年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。